緑地擁壁補修設計等業務等委託 仕様書

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 本業務は、擁壁背面に空洞等の変状が存在する等の理由で対策が必要と判定された擁壁について、 安全を確保するための適切な補修または更新工法を選定し、効率的・効果的な機能回復あるいは長 寿命化に向けた修繕設計を行うものである。

(業務の対象)

第2条 本業務の対象は逗子市桜山5丁目地内の逗子市道桜山115号に接している石積擁壁及びその残斜面とし、詳細な業務箇所は、添付図のとおりとする。

(準拠する法令および使用図書等)

- 第3条 本業務は、本仕様書によるほか下記の法令等に準拠して行うものとする。
 - (1) 地方自治法及び同施行令
 - (2) 個人情報の保護に関する法律及び同施工例
 - (3)「測量・調査・設計業務共通仕様書」(神奈川県県土整備局)(以下「県共通仕様書」という。)
 - (4) 道路土工 擁壁工指針(日本道路協会)
 - (5) 電子納品運用ガイドライン<土木委託業務等編>(神奈川県県土整備局)
 - (6) その他関係法令及び通達等

(貸与資料)

- 第4条 本業務の実施に際しては、下記の資料を貸与する。
 - (1) 道路台帳附図
 - (2) 既往擁壁点検報告書
 - (3) 三次元点群データ (MMSデータ、航空レーザ計測データ)

(提出書類)

- 第5条 受注者は、契約締結後、逗子市契約規則に基づき次の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。
 - (1) 工程表
 - (2) 工事(業務)着手届(第74号様式)、業務委託現場代理人等選任届(第86号様式)
 - (3) 主任技術者・担当技術者・照査技術者等選任届及び保有資格証および受注者の社員であることを 証明する資料
 - (4)業務実施計画書
 - (5) ISO 9001 (QMS:品質マネジメントシステム) の認定を証明する資料
 - (6) ISO 27001 (ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム) の認証を証明する資料
 - (7) ISO 20000 (IT サービスマネジメントシステム) の認証を証明する資料
 - (8) ISO 14001 (環境マネジメントシステム) の認証を証明する資料
 - (9) ISO 55001 (アセットマネジメント) の認証を証明する資料
 - (10) その他発注者が指示する書類

(業務の内容)

第6条 本業務の内容は以下のとおりとする

(1)業務計画

既設擁壁の補修または更新のための詳細設計を効率的に行うための計画を立案する。

業務計画は現地踏査を実施したうえで、業務概要、実施方針、業務工程、実施体制、実施体系、打合 せ計画および成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容、使用機材、図書および連絡体制(緊 急時を含む)を考慮のうえ立案し、発注者の承認を得なければならない。

また、現地の状況を把握し、現況交通状況、周辺環境状況、施工ヤード等を現地にて確認する。

(2) 基準点測量

既設擁壁の現状把握および設計に資する測量図面作成および工事等に必要な基準点を設置する。 基準点は調査対象範囲を包括する位置に設置するとともに、三次元点群データ(MMSデータ)の解析処理に要する標定点も設置する。

(3) 三次元点群データ (MMSデータ) 解析処理

調査対象斜面の擁壁、残斜面及び道路について、貸与する三次元点群データ(MMSデータ、航空レーザ測量データ)を使用し擁壁補修設計に資する以下の資料類を作成するものとする。

項目	記事
平面図作成	1/500
横断図作成	
縦断図作成	
全周囲画像作成	
反射強度オルソ画像作成	1/500

表-1 作成図面類

(4) 地中レーダ探査

擁壁背面の空洞分布状況を把握するため、地中レーダ探査を実施する。地中レーダ探査は、表 - 2に示す諸元と同等以上の性能を有する機器を使用するものとし、概ね2m程度までの地下情報を取得するよう努めること。

構成要素		仕 様
レーダ送受信部	周波数帯域	500КН z ~ 2,000МНz
	探査深度	最大 80ns
	受信方式	透過時間サンプリング方式

表一2 地中レーダ探査機諸元

(5) 擁壁背面詳細調査

(4)の結果から、空洞が存在する可能性のある箇所で、擁壁背面調査を実施する。 擁壁背面調査は、

壁面を削孔し、壁面背後の空洞厚を測定する。なお、1箇所あたり5本程度を標準とする。また、孔内 ヘファイバースコープを挿入して壁面内状況を写真撮影する。

背面調査の実施方法については、作業方法、安全対策等について記した作業計画書を作成し監督員の 承諾を得ること。

背面調査実施後の擁壁は無収縮モルタルで修復すること。

(6)調査結果等解析

(4)、(5) の結果から解析を行うこと。

(7) 擁壁残斜面詳細地形判読

擁壁背後の斜面を対象に、赤色立体地図を使用し微地形判読を実施する。微地形判読は、地すべり地、 崩壊地、湧水等の擁壁の安定性に影響を与えるおそれのある微地形を抽出する。

(8) 擁壁壁面現況詳細調査

壁面の亀裂、目地開口、躯体のはらみ出し、欠損等の変状を調査し、変状の分布状況は変状展開図と して整理する。

(9) 擁壁詳細設計

対象擁壁及び周辺の地形条件、社会状況を考慮し、補修・改築または更新で最適と思われる工法について比較案3案程度を選定し、施工性、経済性、維持管理性等の観点から各比較案の評価を行い、最適案を明示する。

選定された最適工法について、対策工の構造一般図、詳細図等の補修詳細図、施工計画図等の工事発注に必要な図面一式を作成するものとする。

なお、図面の作成にあたっては、神奈川県電子納品運用ガイドライン(令和4年4月版)に記される CAD 製図基準(国土交通省)に準拠するものとする。

(10) 概算工事費算定

前項までに設計した項目について、工事施工に必要となる概算工事費を算定する。 なお、令和7年10月中を目途に同時点での概算工事費を報告すること。

(11) 照査

業務成果の品質を確保するため、受注者は、業務の段階ごとに照査技術者による照査を実施するものとし、照査結果は照査報告書にとりまとめて成果品とともに納品するものとする。

(12) 設計協議

設計協議は、下記の区切りにおいて行うものとし、設計協議には管理技術者が立ち会うものとする。

- ① 業務着手時
- ② 中間打合せ (5回)
- ③ 成果品納入時

(13) 業務成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、作成媒体は、製本1部(A4)、CD2部(電子納品)とする。

- ① 報告書
- ② 報告書概要版(報告書の概要を簡潔に整理したもの)
- ③ 基準点測量成果
- ④ 設計用図面類
- ⑤ 関係機関協議資料
- ⑥ 設計計算書
- ⑦ 設計図 (A3縮小図)
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 概算工事費算定書
- ⑩ 施工計画書(工程表、施工計画図等)
- ⑪ その他

(成果品の帰属)

第7条 本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとする。

(企業実績および技術者要件)

第8条 本業務は、擁壁背面に空洞等の変状が存在する等の理由で対策が必要と判定された擁壁について、 当該箇所の安全を確保するための適切な補修または更新工法を選定し、効率的かつ効果的な機能回復 あるいは長寿命化に向けた修繕設計を行うものである。このため、擁壁構造のみならず、擁壁の位置 する地形地質条件等を踏まえた総合的な観点から擁壁の変状の原因を解明し、擁壁の修繕に向けた設 計を実施する必要があることから、下記に示す企業実績を有するとともに、多分野に精通する複数の 技術者を担当者として配置するものとする。

(1) 企業実績要件

令和2年以降に神奈川県内において道路施設点検および道路擁壁の補修設計業務の実績を有すること。 令和2年度以降に、航空レーザ計測データから作成された微地形表現図を用いて微地形判読の実績を 有すること。

なお、上記実績は同一業務でなくても良い。

(2) 技術者要件

本業務に従事する技術者は以下の業務実績要件を証する TECRIS 登録証または業務契約書及び 公的資格証明書及び雇用を証明する保険被保険者証等の写しを提出しなければならない。

① 管理技術者

令和2年度以降に神奈川県内において道路施設点検および道路土工構造物の補修設計業務の実績を有し、技術士(総合技術監理部門-応用理学 - 地球物理及び地球化学)及び技術士応用理学部門(地球物理及び地球化学)の資格を有するもの。

なお、上記業務実績は同一業務でなくても良い。

② 担当技術者

令和2年以降に神奈川県内において道路施設点検および道路土工構造物の補修設計業務の実績を 有し、技術士(総合技術監理部門(応用理学)、建設部門(道路)、応用理学部門(地質)のいずれ か、またはRCCM(地質)、RCCM(道路)いずれかの資格を有するもの。 なお、上記業務実績は同一業務でなくても良い。

③ 照查技術者

令和2年度以降に神奈川県内において三次元点群データ (MMSデータ) の解析処理を行った実績を有し、技術士 (建設部門 - 道路) の資格を有するもの。

(その他)

第9条 本特記仕様書に定めのない事項、ならびに疑義が生じた場合は、発注者と受注者が別途協 議を行うものとする。

特 記 仕 様 書

- 1. 受注者は、現地の状況を十分に理解し、当該業務を実施すること。
- 2. 業務実施の際は、近隣住民、公園利用者等に十分配慮し事故等には十分注意すること。また、道路を規制する際は、関係機関と協議し近隣住民等に対し事前に周知すること。
- 3. 万が一、近隣住宅や既存フェンス、道路、公園利用者等に対し事故等が発生した場合には、受注者にて復旧、対応すること。
- 4. 工期は令和8年3月31日までとする。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、番号法、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

(基本的事項)

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制 を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び 業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、書面により発注者に報告しなければな らない。これらを変更する場合も同様とする。

(作業場所の特定)

- 第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。
- 2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、 受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。 (再委託の禁止等)
- 第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行い、第三者(受注者に子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。
- 2 受注者は、番号法第10条の規定に基づき、この業務の一部について再委託(再委託の相手 方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得 なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義 務を再委託先に対しても遵守させなければならない。
- 4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに 応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

(派遣労働者利用時の措置)

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に 基づく一切の義務を遵守させなければならない。 2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確に し、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければなら ない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、 盗難その他の事故(以下「漏えい等の事故」という。)が起こらないよう、当該個人情報の適 切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を 得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を 得る事無く複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を 得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法及び番号法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の 適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施し、その記録を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、 又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならな い。
- 2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能 な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

- 第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために 必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及 び損害賠償の請求をすることができるものとする。

